

創業するなら  
西東京市！

## 起業・創業のワンストップ Web サイト 「西東京市創業ポータル」公開！



いこいーな  
©ンエイ/西東京市

このたび、西東京市の創業に関連する情報を各ウェブサイトから集約した「西東京市創業 PORTAL」を開設しました。セミナー情報はもちろん、事業計画作りから資金調達、店舗物件探しまで、必要な情報をワンストップで入手できます。ぜひご活用ください！

西東京市創業ポータル

検索



西東京市創業 PORTAL

ホーム 支援メニュー 最新情報 お役立ち情報 特定創業支援事業 情報収集 支援事業者・お問合先

起業・創業を学ぶ 計画を具体化 資金調達 場所を探す 情報を収集する

西東京市は、あなたの起業・創業を本気で応援します！  
ご自身のステージに合わせた支援メニューをご活用ください。

支援メニュー一覧はこちら >

Handsomeness Mama 女性ならではの起業をサポート

特定創業支援事業 創業をトータルに学ぶ・実力をつける！

新着情報

5本の柱を中心に、創業者の  
知りたい情報をまとめて掲載！



知る 創業カフェ

『起業・創業に向けて何から始めたらいいの？』『市の支援制度や国等の補助金情報を知りたい』など気軽に参加できる1時間半のグループコンサルティング形式の講座です。創業支援マネージャがお一人おひとりに合わせた支援についてご案内します。また、参加者同士で創業に関する課題や悩みについて話し合ったり、交流の場としてもご活用いただけます。

詳しくは、[西東京創業支援・経営革新相談センター](#)へ >

学ぶ 創業基礎・専門セミナー

各回テーマを絞って、創業や経営の基礎知識について学ぶ2時間程度の講座です。

掘り下げる 創業スクール（全5日間）

創業や経営に関わる知識を継続的に学び、事業計画書の作成を目指します。創業に必要な人脈づくりに

### どんな優遇措置を受けることができるの？

#### 優遇措置 1

会社※1 設立時の登録免許税が半額に軽減※2 されます。

【対象】創業前、または個人事業主として創業後5年未満の方のうち、特定創業支援事業による証明を受け、西東京市内で合名・合資・合同会社又は株式会社を設立する方。  
【手続き】設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出ください。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社設立時

※2 株式会社：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（最低税額時 15万円⇒7.5万円）

合同会社：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（最低税額時 6万円⇒3万円）

合名会社又は合資会社：1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減

（注意）市外在住の方も、本支援事業の特典を受けることができます。

（注意）他の市区町村で創業する場合には、西東京市の証明書を利用して登録免許税の軽減措置を受けることはできません。

#### 優遇措置 2

西東京市独自の  
措置を

国の制度「特定創業支援事業」による  
優遇措置なども分かりやすく解説！



場所を探す

事業スタートアップ時の事務所や住所地の確保、店舗を借りるためのサポートを行っています。

こんな方へ

- 事業スタート時の事務所を低価格で探したい
- 法人登記できる施設、住所記載ができる施設を探している
- 店舗立ち上げ時の家賃補助を受けたい

創業サポート施設

事業立ち上げ時に低コストで利用できる事務所や打合せ場所、登記・住所記載可能な場所を提供しています。同施設内にて創業サポートを受けることも可能です。

詳しくは、お役立ち情報 [創業サポート施設ページ](#) へ >

チャレンジショップ制度

市内の空き店舗を借りる方に対し、一年間家賃の一部を助成します（最大5万円/月）

詳しくは、[西東京市商工会HP](#)へ >

西東京市では、ハンサムママ・プロジェクトなど、創業支援事業を積極的に実施しています。また、西東京商工会、多摩信用金庫と連携し「西東京市創業支援ネットワーク」を構築。創業者に合わせた伴走型の支援を行っています。

【問い合わせ先】 産業振興課（TEL：042-438-4041）